

品確法は技術開発を促す

橋 口 三 郎 *



財政再建を目的とした各種の構造改革により、建設投資が縮小し、ピーク時の84兆円からほぼ60%の水準になっている。とりわけ政府投資は、19兆円強とほぼ半減している。一方、(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会(以下PC建協)資料によれば、17年度の受注予測が3600億円程度であり、ピーク時の62%の水準となっていて、公共部門全般の縮小から見て、もう一段の減少となることが予想される。PC建協に加盟する各社の多くが、受注量の80%近くをPC工事でまかなっているPC専門家であるため、公共投資縮小の影響は計り知れないものになっている。国と地方公共団体の財政事情から見ても、当面発注量の増加は望むべくもない。PC各社の供給能力は、ピーク時からほとんど変化のない供給過剰構造といえる。この結果、会社経営的には新規事業分野の開拓など、脱PC化を図らなければ困難となりつつある。このように縮小一方の時代は、経費の節減要求が厳しく、真っ先に不急、不要の部門として技術開発部門のコストが切られることが多い。

一方、高規格幹線道路だけを見ても、総延長は14000kmで平成17年度末の供用率は63%、法定予定路線11520kmの供用率は同じく64%、整備計画延長9342kmはいまだ2000kmが残されていて、まだまだ作らなければならない道路は多くある。願わくば、ピーク時のように建設ラッシュを回避し、着実に建設スケジュールにのっとり建設すれば、当分道路建設は続くものと思われる。いたずらに、お先真っ暗で悲観的にならなくてよい。着実な道路建設が企業の無益な投資を省き、企業価値を高めることによって技術開発を促進し、社会基盤に優良なストックを生むことになる。

平成17年4月1日から「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」が制定され、続いて8月には基本方針、9月には「国交省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」が策定され、本格的運用が

始まろうとしている。品確法は法律として制定されているので、地方公共団体の工事においても順次運用される。この時期に品確法が、法律として制定された意義は大きく、官民ともにその効果に期待している。また、平成18年1月から独占禁止法が改正され、罰則を強化して施行されることになったことが、相乗効果を生むと思われる。品確法が価格競争のみでなく、技術の評価を加えた総合評価であることから、不良、不適格業者がまず排除され、業量の減少に伴って増える「受注さえすれば何とかなる」的な、ダンピング受注の防止につながってくる。

大げさな表現かもしれないが、品確法は経営思考、仕事の流れ、組織などに影響を及ぼす。すなわち、受注前に技術部門、工事部門がまず自社の保有するノウハウを生かした提案を行い、詳細な施工計画を立案し、原価計算を行わなければならない。従来は受注後にこれらの業務をしていた。PC各社は豊富な自社開発の技術を持ち、海外からの技術導入も行っている。

従来、各社が独自に保有する技術は公共工事に生かされることが少なく、「工法協会」を設立して初めて採用された。このため、開発意欲がそがれることが多かった。品確法が施行されれば、各社の持つノウハウが受注を左右することになる。この法律の理念に沿った形で、運用されることを切に望んでいる。

PC建協では、いまだ加盟各社の合意形成には至っていないが、PC技術の特殊性から考えて、金額的には小規模工事であっても、高度技術提案型ないしは標準型を原則とし、簡易型を極力少なくするとともに、技術評価点のウェイトを極力高く設定するよう希望する。

PC業界には、専門技術を有する技術者が数多く在籍している。技術開発を促進させ、優れた技術提案ができる土壌がすでに整っている。品確法の運用が利用者や発注者の信頼を獲得する手段となるよう、業界を挙げて活動していきたいと考えている。

* Saburo HASHIGUCHI : (社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 副会長 オリエンタル建設(株) 代表取締役会長